

包括外部監査の結果に係る措置通知について

1 措置通知があった包括外部監査

令和2年度 「学校教育に関する財務事務の執行について」

令和3年度 「委託契約に関する事務の執行について」

2 いわき市長から措置通知があった日

令和5年1月16日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 学校教育課

監査の実施年度 (令和 2 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(70 頁)</p> <p>いわき市教育委員会学校教育推進室における事務の執行状況について (支給要綱について(小学校特別支援教育就学奨励費))</p> <p>行政手続の安定性を担保するためにも、いわき市と保護者との間に生じる様々な事項を定めた小中学校特別支援教育就学奨励費の交付に係る要綱を策定することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>特別支援教育就学奨励費については、国が定める「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」等に基づき学用品費、給食費、修学旅行費、通学費等を支給しているところですが、このうち通学費のみ国の要綱において支給限度額が示されていないことから市独自の支給金額で要綱を整備しております。</p> <p>一方、その他の費目である学用品費等については国の要綱において支給限度額が示されていることから、当該限度額で支給することとして事業を実施してきたところです。</p> <p>なお、本事業の事務処理については、年度ごとに国から示されている「事務処理資料」に基づき実施しているものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和 4 年度中に支給要綱を策定することとします。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 学校支援課

監査の実施年度 (令和 2 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(102 頁)</p> <p>いわき市教育委員会学校教育推進室における事務の執行状況について (事務取扱要領の規定の見直しについて(学校給食納付金(歳入 諸収入)))</p> <p>「いわき市学校給食費の滞納整理に関する事務取扱要領」第 5 条において、「毎年 9 月分の学校給食費の納付期日現在及び出納整理期間終了日現在」の年 2 回「滞納者現況報告書」を作成、報告するとされているが、現在、9 月分の学校給食費の納付期日現在の報告は行われていない。以前は 9 月時点の報告を受けていたが、その際にも当該報告を受けて学校支援課において何らかのアクションを取っていたものではないとのことである。現年度の徴収率が 99% と高い状況を踏まえると、現状の年度末のみの報告で問題ないと考えられ、現状の実務に合わせた規定に見直すことが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該事務取扱要領第 5 条では、毎年 9 月分の学校給食費の納付期日現在と、出納整理期間終了日現在の年 2 回、滞納者現況報告書(第 6 号様式)を報告することとなっておりますが、実際に報告を受けて集計する際、事務量が膨大で相当な時間を要することから、出納整理期間終了日現在の年 1 回のみ行っております。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>「いわき市学校給食費の滞納整理に関する事務取扱要領」第 5 条に規定する「滞納者現況報告書」は年 1 回であっても、当該報告後、滞納に係る必要な報告を求めることができるため、滞納整理には影響がないことから、提出を実務に合わせて年 1 回とする改正を行いました。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 学校教育課

監査の実施年度 (令和 2 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(132 頁)</p> <p>教育機関の施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(特別支援教育就学奨励費の現金支給(磐崎小学校))</p> <p>特別支援教育就学奨励費は、対象者毎に金種別に現金を用意し封入している。金融機関から両替手数料が発生しており、保護者負担となっている。両替手数料の負担があることにより、特別支援教育就学奨励費の目的である学用品費や給食費などの経費の一部支援を十分にできないことになる。また、特別支援教育就学奨励費の支給目的対象者毎に準備することが事務員の負担となっている。今後は直接振込を行うなどの対応を検討する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>対象者毎に金種別に現金を用意するための両替手数料を保護者負担としていることについては、受益者負担の観点から保護者負担としたものです。</p> <p>特別支援教育就学奨励費の支給方法については、直接振込にした場合、給食費などの集金に未納がある世帯について奨励費からの天引きが出来なくなることで、学校の未収金の解消が困難になることや、奨励費と他の生活費との区別がつかなくなり、当該奨励費が児童生徒の学用品費等に充てるための給付であることの意識が希薄になることで、学校の集金に未納が発生する懸念があることから、直接振込ではなく、全ての保護者に対して現金支給としているものです。</p> <p>なお、支給費目のうち通学費のみ、3 学期終了後、年度内の通学日数で支給額を決定することから支給日が 4 月に入ってからとなり、保護者のなかには児童生徒の卒業や転校で学校から離れ来校による現金払いでの受領が困難なものもいることから、全ての保護者に対して直接振込により支給しております。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>通学費以外の経費についても、原則教育委員会から直接保護者の口座へ振り込むこととすることで、両替手数料が生じないよう措置することとします。</p>	

監査の実施年度 (令和2年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
		<p>なお、給食費に未納がある場合は、当該金額を学校へ令達し、学校が直接学校給食共同調理場へ納入する方法をとることにより、未納金の解消を図ることとします。</p>	